

学校安全・生命（いのち）の安全教育について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

第3次学校安全の推進に関する計画（概要）

- 学校安全の推進に関する計画：各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、国が策定する計画（学校保健安全法第3条第2項）
- 「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（令和4年2月7日中央教育審議会答申）」を踏まえ、令和4年3月25日（金）に閣議決定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5年間）

I 総論

第3次計画の策定に向けた課題認識

- 学校が作成する計画・マニュアルに基づく取組の実効性に課題
 - 学校安全の取組内容や意識の差
 - 東日本大震災の記憶を風化させることなく今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていく必要性
- など

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における実践的・実効的な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る（学校における安全文化の醸成）

目指す姿

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

II 推進方策

➡ **5つの推進方策**を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識の向上を図る

教員養成について言及あり

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

3. 学校における安全に関する教育の充実

4. 学校における安全管理の取組の充実

5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

Ⅱ 学校安全を推進するための方策

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

（6）教員養成における学校安全の学修の充実

教員養成においては、リスク・マネジメントを含む学校安全について、児童生徒等や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えた人材育成が求められる。現行の教職課程においても、こうした教職に必要な素養を身に付けさせるため、教職課程コアカリキュラムのうち、教育の基礎的理解に関する科目の中で学校安全への対応について扱うこととされている。しかしながら、大学等の教員養成機関では、学校安全の3領域全てを深く理解するための十分な学修が確保されていない点が懸念されている。

また、教員養成段階においては、学校安全の3領域を全て取り扱う中で、例えば、過去に発生した重大な事件・事故・災害の事例を用いて正常性バイアスなどの認知バイアスや権威勾配などの心理的な側面についても学修し、学校管理下において類似の事故を発生させないため、学校教育活動を進める上でどのような危険があるのかをイメージできる知識や視点を学べるようにする必要がある。さらに、防災教育を通して児童生徒等のどのような資質・能力を育むのかという視点を学生が持つことができるよう大学等は指導することが望ましい。

国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるためAEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。

教職課程コアカリキュラム

(学校安全部分の抜粋)

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
(学校と地域との連携および学校安全への対応を含む)

(3)学校安全への対応

一般目標: 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

到達目標:

- 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
- 2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

文部科学省「学校安全ポータルサイト」にて、
 「教職員のための学校安全e-ラーニング」を公開しています。
 対象者別で、動画コンテンツと小テストから構成されており、
 学校安全の基礎的な内容を効率的に学ぶことができます。
 こうした基礎的な内容の学修に加え、外部講師を招いて防災等
 の実際を学ぶ機会を設けたり、応急救命措置の知識を身に着ける
 ためのAEDを用いた実習を行うことも有効です。



学校安全ポータルサイト
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

文部科学省
 学校安全
 School Safety

文部科学省作成 学校安全参考資料一覧
 文部科学省予約事業
 都道府県・政令市教育委員会 作成資料一覧

2023年6月1日
 水害に備えた防災教育（マイ・タイムラインの活用について）
 学校への不審者侵入の防止と対応
 Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動（例）
教職員のための学校安全e-ラーニング

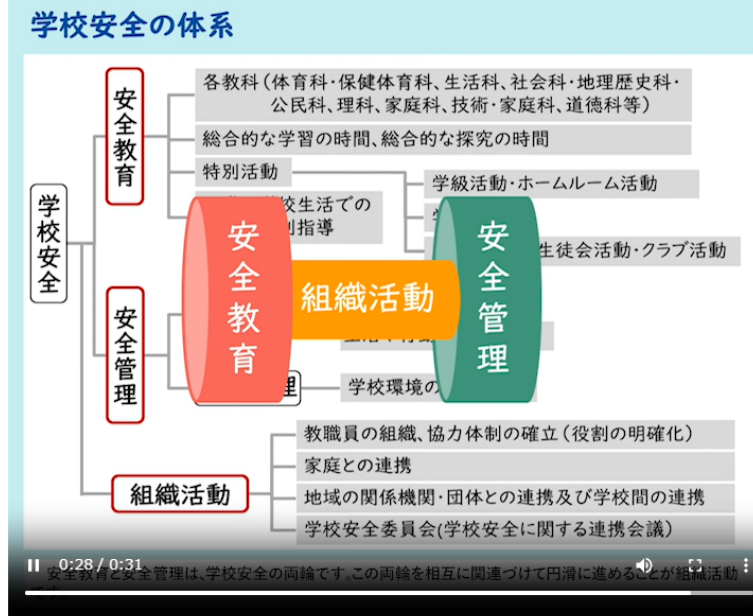
基礎研修① 学校安全の全体概要

はじめに

- 学校安全の重要性
 - [1] 学校安全の意義
 - [2] 第3期教育振興基本計画
 - [3] 学校安全の目標
～目指すべき姿～
- 学校安全の領域と体系
 - [1] 学校安全の3領域
 - [2] **学校安全の体系**
- 学校安全に関わる法令
 - [1] 安全教育に関わる法令
 - [2] 安全管理と組織活動に関わる法令
- 学校安全計画と危機管理マニュアル
 - [1] 「学校安全計画」
 - [2] 「危険等発生時対処要領」
- 組織活動
 - [1] 組織活動

小テスト

サイトTOPへ戻る 前のセクションへ 再生速度 × 1 次のセクションへ



コース名称	対象者	学習目標	コース選択
基礎研修 ①～③	教職員を目指す学生等	● 学校安全に関する基礎的知識を身に付けている。	基礎研修① 基礎研修② 基礎研修③
初任者等向け研修	教職員となって1年目からおおむね5年目程度の方	● 児童生徒等に、安全教育を実施することができる。 ● 危機管理マニュアルの内容を理解し、マニュアルに沿って行動できる。	初任者等向け研修
中堅教職員向け研修	教職員歴がおおむね6年以上で、各学校園において中堅となって活動する教職員	● 学校安全推進の中核となり、学校安全計画の策定・見直し、危機管理マニュアルの原案作成・改善、各種学校安全活動の企画・調整・評価、校内研修の企画・推進などを行うことができる。	中堅教職員向け研修
管理職向け	管理職、又はそれに準ずる立	● リーダーシップを発揮して、校内における	

組織として全教職員が機動的に対応できる体制（心構えを含む）を整えておくことが必要

1. AEDの適切な管理、設置情報登録について

【日常点検での確認事項】

インジケータの確認

AEDには、正常に動くかどうかを示すためのインジケーター*が付いています。日常点検する際には、インジケータの表示を確認し、記録しておきましょう。

* AEDの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル*を付けましょう。表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

* 製造・販売会社から提供されます。

（厚生労働省資料より抜粋）

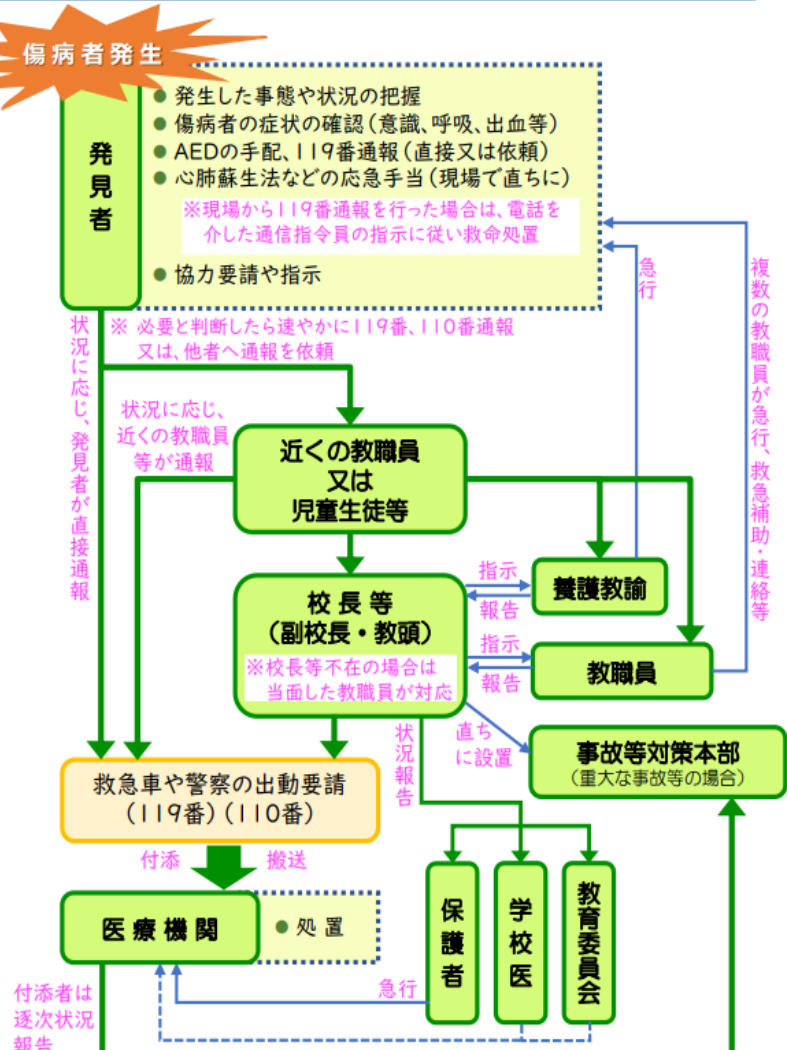
定期的な安全点検の際に合わせて点検することも有効

AEDの設置場所登録（登録更新）もお忘れなく
（登録はAEDの販売業者や日本救急医療財団へ）

2. 事故等発生時の対処・救急及び緊急連絡体制の整備について

● 傷病者発見の際の基本的な対応について「危機管理マニュアル等」において1枚のフロー図にして簡潔・具体的にまとめておくことが効果的。その際下記のような点に留意。

- ・ 発見者の役割（状況把握、症状確認、応急手当、協力要請・指示等）
- ・ **救命処置の優先**（管理職への報告よりも優先する）
- ・ 複数の教職員等による対応（応急手当、救急車要請、AED使用、保護者への連絡、周囲の児童生徒等の管理、救急隊の誘導、状況の記録等）
- ・ **119番、110番の通報について必ずしも管理職による必要はないこと**
- ・ 校内の情報共有の流れ、学校設置者等、学校医への連絡



3. 一次救命処置（BLS）について

- **傷病者の反応が無い・判断に迷う場合**には、救急車が到着するまでの間その場で一次救命処置を行うことが必要。（しゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸（死戦期呼吸）は普段通りの呼吸ではないことに注意）
- 「JRC蘇生ガイドライン2020」を参照し、いざというときに躊躇せず活用できるよう、対応フローを危機管理マニュアル等に引用して盛り込んでおく。
- 消防等と連携し、日頃から訓練を行うことが望ましい。
- **特定の教職員等のみではなく全構成員が、AEDの設置場所を把握するとともに一次救命処置の方法・心構えについて理解を深めておくことが重要。**
- 119番通報をすると消防の通信指令員から電話口で指示や指導が受けられる。現場からの速やかな通報・ハンズフリーモードを活用した情報共有も有効。

（「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」解説編-52より）

(参考) 大川小学校事故の概要

校長等、教育委員会は、地震発生前に津波を想定した避難場所を設定し、避難経路・避難方法を「危機管理マニュアル」に記載する義務があったが、これを怠った等の判決が出されました

平成23年(2011年)3月11日(金)14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生した。石巻市立大川小学校では、地震当時在校していた児童・教職員が校庭への二次避難を行ったが、その後、保護者等への引渡しにより下校した児童27名を除く児童76名、教職員11名が津波に遭遇し、うち5名(児童4名、教職員1名)を除く多くの児童・教職員が被災した。



大川小学校事故及び訴訟判決について

1. 大川小学校事故の概要

平成23年3月、東日本大震災の津波により、石巻市立大川小学校において、学校管理下で児童74名(うち4名行方不明)、教職員10名の犠牲を出した。

2. 訴訟の経緯

○平成26年3月、遺族の一部が宮城県、石巻市を相手に提訴(請求総額23億円)。

○平成28年10月26日の第一審判決では、地震発生直後の教育らによる児童らの避難誘導に過失があったと認定され、宮城県及び石巻市に約14億2600万円の損害賠償を命じた。

⇒ 石巻市及び宮城県、遺族双方とも判決内容を不服として控訴。

○平成30年4月26日の控訴審判決では、事前防災に焦点を当てた判断が示され、校長等及び市教育委員会の過失を認め、宮城県及び石巻市に約14億3600万円の損害賠償を命じた。

⇒ 石巻市及び宮城県は最高裁判所に上告。

○令和元年10月10日の最高裁判決において、上告棄却となり、控訴審の判決内容が確定した。

3. 控訴審判決の概要

①校長等・石巻市教委は、地震発生前に津波を想定した避難場所を設定し、避難経路・避難方法を「危機管理マニュアル」に記載する義務があったがこれを怠った。

②石巻市が大川小学校を避難所として指定したのは誤りであった。校長等は、独自の立場からハザードマップを批判的に検討すべきであり、地震・津波による堤防損壊の知見を活用すれば、大川小への津波到来を予見できた。

③津波が来ないという地域住民の認識は合理的根拠を欠くものであり、校長等は、住民を説得し、その認識を改めさせるべきであった。

④他に適当な避難場所がないことから、「バットの森」(大川小正門から約850m)を避難場所と定めておくべきであり、校長等は、プレハブ小屋や夜間照明等を設置するよう市教委に申し出る義務があった。

●文部科学省は、最高裁判決を踏まえて、令和元年12月5日に「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について」を通知し、各学校における危機管理マニュアルの見直し、教育委員会による学校のマニュアルの点検や教職員への研修の実施等を依頼したところ。

生命（いのち）の安全教育について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。令和2年6月に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。

令和2年度から4年度までの3年間で性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を進めてまいりましたが、さらに令和5年度から7年度までの3年間で「更なる集中強化期間」と位置づけ、これまでの取組を継続・強化することとなりました。

これらを踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう取組を推進してきた「生命（いのち）の安全教育」についても、**令和5年度から全国展開**することとしております。については、教職員各位におかれても「生命（いのち）の安全教育」の趣旨を踏まえた教育・啓発の強化等について御協力をお願いいたします。

1. 生命の安全教育 概要

- ・ 発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。
- ・ 具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

対象

幼児（就学前教育・保育）、小学校、中学校、高校、大学等

※特別支援教育では、障害のある児童生徒等の個々の障害の状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施。

実施方法

児童生徒の発達の段階や学校の状態を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、生命の安全教育を実施。

このほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施。

2. 教材・指導の手引きの内容

- ・ 文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しました。
- ・ 指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示しています。
- ・ 児童生徒の発達の段階や学校の状態を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて本教材を活用することが可能です。なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するようご注意ください。
- ・ 生命の安全教育に関する保護者への案内例も作成しました。保護者や地域の人材等の理解を得ながら、教育の推進をお願いいたします。

主な教材の内容

【幼児期】

- ・ 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・ 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・ いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・ 自分と相手を守る「距離感」について
- ・ 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- ・ 二次被害について
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・ 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・ 相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・ いやな触られ方をした場合の対応
- ・ SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・ 性暴力の例
- ・ 身近な被害実態
- ・ 性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



【中学校】

- ・ 自分と相手を守る「距離感」について
- ・ 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応 等



【特別支援教育】

- ・ 小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。

各段階の教材・指導の手引きは、下記のサイトよりダウンロードできます。

動画教材、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」(URL)

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



3. 教材例

- 各校や地域の状況等に応じて適宜内容の加除、改変も可能。
- 幼児向け教材は、プール等の生活の中の場면을捉えて、教材を切り分けて使用。
- 中学生・高校生向け教材には、登場人物がどのように行動すればよかったのかを考えるワークも実施可能な事例を掲載。

幼児向け 教材例

みすぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ

いろいろひとにみせるところじゃないんだね!

くち・かおもだいじだよ!

中学生向け 教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力	精神的暴力	性的暴力	経済的暴力

- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをいませんか？

- 相手を独占したり、束縛しやすることが愛情表現
- 愛が強いほど暴力は許される
- 男は強引なほうが良い、女は素直にしたがうもの

親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

小学生（低・中学年）向け 教材例

ワークシート

じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやなきもちになったら、
どうすればいいかな？

高校生向け 教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手よりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に	相手を大切に	暴力をゆるさない
自分の下着姿や裸の写真を描ったり、送ったりしない	相手の下着姿や裸の写真を送らせたり、SNSに投稿したりしない	誰かの性的な写真が送られてきたら、そのままにしないで信頼できる人に相談しましょう

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

STOP!

小学生（高学年）向け 教材例

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいい人なのかな？

SNSで若い人だと思いこんでやりとりしていて、仲良くなってきたから

その人と実際に会ってみることにした！

① ②

④ ③

申に連れ込まれそうに・・・

待ち合わせ場所に行ってみたら、出ていた人とまったくちがっていて

高校生（卒業直前）・大学生・一般向け 啓発資料例

（※生徒等の状況等を踏まえ、必要に応じ指導）

お互いの心と体を大切にするために

—性暴力のない社会に向けて—

誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。しかし、望まない性的な行為によって、その権利が侵害されてしまいます。この冊子には、自分の心と体を大切に、周りの人の心と体も大切にするためのヒントが書かれています。一人で、あるいは知り合いの人と一緒に読んで、今日から自分に何ができるかを考えてみましょう。

目次

- 性暴力とは
- どのような被害が起きているの？
- 身近でこのような被害が起きている
- 性暴力が起きないようにするには
- 困った時はどうすればいいの？
- 相談先

生命（いのち）の安全教育 動画

文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、本取組にご活用いただくため、動画コンテンツを作成・公表しています。

教材動画

児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください！

動画教材掲載HP
はこちら→



幼児期 小学校（低・中学年） 小学校（高学年） 中学校 高校



教員研修用動画

独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しています。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的にご活用ください！

校内研修シリーズ

子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」について



<動画の構成>

- 1 子供の性被害にかかる現状
- 2 「生命（いのち）の安全教育」とは
- 3 各発達段階の指導内容の紹介

動画視聴は
こちらから→



生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）における「生命（いのち）の安全教育」の記載について

- ・「生徒指導提要」とは、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等**について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書**として作成したものです。
- ・**平成22年に初めて作成**して以降、いじめ防止対策推進法等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境が大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況を踏まえ、**生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していくため、12年ぶりの改訂を行い、令和4年12月に公表**。

「生命（いのち）の安全教育」の関連箇所

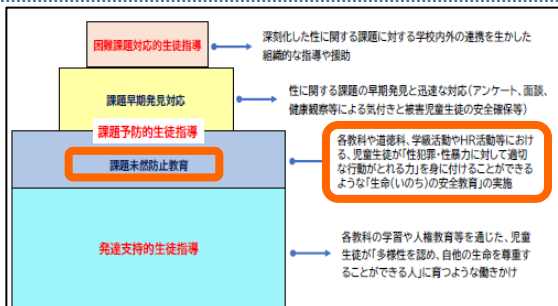
【第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導－第12章 性に関する課題】(P255～P261)

12.3 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

<ポイント>

性犯罪・性暴力に関する対応について、生徒指導の観点から整理

○該当箇所抜粋



<図19 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造>

……発達支持的生徒指導としては、各教科の学習や人権教育等を通して、「多様性を認め、自他の生命や人権を尊重することができる人」に育つように働きかけます。

課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施します。

課題早期発見対応としては、健康観察等から問題の予兆を見逃さず、気付いたら被害者の安全確保を第一に迅速な対応を行います。問題が深刻化している場合には、学校内外の連携に基づき「チーム学校」として、組織的な指導・援助を行うこととなります。

12.3.1 「生命（いのち）の安全教育」による未然防止教育の展開

<ポイント>

- ・「生命（いのち）の安全教育」を推進する基盤として、安全で安心な学校環境をつくることも不可欠とし、「生命（いのち）の安全教育」の目標及び各発達段階に応じたねらいを示す。
- ・児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、適切に「生命（いのち）の安全教育」を実施するための留意事項を示すとともに、未然防止教育における具体的な取組を示す。

○該当箇所抜粋

段階	ねらい
幼児期	幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようにする。
小学校（低・中学年）	自分と相手の体を大切にすることを理解し、身を守る力や相手に危害を加えない力や態度を身に付けることができるようになる。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
小学校（高学年）	自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようになる。また、性暴力の被害に遭ったとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようになる。
中学校	性暴力に関する正しい知識をもち、性暴力が起きないようにするための考え方や態度を身に付けることができるようになる。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようになる。

未然防止教育では、どのような被害が起きるのかを正しく理解することが出発点となります。その上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかけます。具体的には、次のような取組を行います。

- ・幼児期や小学校低学年の早い時期から、他の人の水着で隠れる部分を見たり触ったりすること、口や体に触れることは、相手に不快な思いをさせることであることを、発達を踏まえ、分かりやすく指導する。
- ・小学校高学年や中学校の段階では、裸の写真を撮らせる・送らせることは、性的加害であり犯罪を含む危険があることを理解させる。
- ・中学校や高校の段階では、「デートDV」等を例に挙げ、親密な関係でも相手が嫌というこはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う。

「生命（いのち）の安全教育」の取組に関する実践事例集

- 学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組の一つとして、実践事例集を作成
- 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例を掲載

事例集の内容

- I 事業概要
- II 各実践校における全体計画例
- III 『生命（いのち）の安全教育』実践事例（学校種別）
 - 1 幼稚園・保育園・認定こども園
 - 2 小学校
 - 3 中学校
 - 4 高等学校
 - 5 特別支援学校（学級）

保健体育科、特別活動(学級活動)等における実践事例を掲載

IV 資料編

- 資料1 事例集作成に係る検討会における意見 ※授業での留意点
 資料2 性犯罪・性暴力被害に関する実態データ
 資料3 各実践校にて使用したスライド教材（別冊）

学年：中学2年生



生命（いのち）の安全教育

取組概要と工夫

- 保健体育科（保健分野）において担任・取組に関する指導形態：学級・期日に関する指導者：教師・取組に関する指導者：生徒
- 【人権と生命を尊重する教育の推進（注）】ネット上の情報（性暴力）に、発達段階に応じた人間関係に関する理解を促している。

題材の目標

- 心と体には距離感があるという認識を身にできるようにする。
- 距離感が守れないとき取るべき行動を学ぶ。
- 性暴力の被害者を理解し、デートDVについて考え、安全な意思決定ができる。
- お互いの気持ちを尊重し、より良い（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。

題材について

自分や相手、一人一人を尊重することの思考や態度を身に付ける必要がある。

学習指導要領との関連

中学校学習指導要領
 保健体育（保健分野）
 2 内容
 ③ 命の尊厳について、課題を解決し、身に付けることができるよう指導する。
 ア 命の尊厳について理解を深め、命の尊厳の保持について、高校の学習と。

指導計画		
時	主な学習活動	指導上の留意点
1	<ul style="list-style-type: none"> よい良い人間関係について理解する。 心と体の距離感について考える。 性暴力（デートDV、SNS）について理解する。 性暴力が起きないようにするための方法について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重し意思決定ができるようにする。 距離感がつかないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。 お互いの気持ちを尊重し、より良い（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。
2	<ul style="list-style-type: none"> 性被害に遭ったときの対応方法を理解する。 事例をもとに性被害への対応方法について話し合い、対応力を高める。 性被害の相談先について知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 事例を通して、性暴力の被害を体験し、デートDV、SNSで見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにする。

授業の展開

- 1 時間目的の展開

ねらい

- よい良い人間関係について理解する。
- 心と体の距離感について考える。
- 性暴力（デートDV、SNS）について理解する。
- 性暴力が起きないようにするための方法について考える。

学習活動	主な発問・生徒の反応	指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> 授業の目的や「生命（いのち）の安全教育」の全体像を知る。 よい良い人間関係について理解する。 よい良い人間関係とはどういふものか考えてみる。 	<ul style="list-style-type: none"> よい良い人間関係とはどのようなものか思い浮かべ、小集団での話し合いを導きながら、生徒が十分に考えられるよう促す。 	

授業のねらいと授業内容を説明する。

学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、指導上の留意点等をまとめています。

生命（いのち）の安全教育の取組に関する実践事例集は、以下のページに掲載しております。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



「生命（いのち）の安全教育」の取組事例 ～学校～

※令和4年度の取組事例

事例① 東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎

クラス活動など

【取組概要】

- ◆対象：4～5歳児
- ◆内容（指導者：養護教諭）
 - ・自他の尊重／性暴力
 - （自分だけの大切なところ（プライベートゾーン）についての理解、自分の身を守る方法 等）



◆工夫点

- ・【家庭とともに行う生命（いのち）の安全教育を目指して保護者説明（※）を実施。

（※）養護教諭から園の指導内容について説明、講師（東京学芸大学大学院教授）による講話

◆成果

- ・説明会及び園児への指導後は、園の指導で足りない部分を家庭で補足してもらったり、園で指導した内容を家庭で伝え合ったりしたことが報告され、相乗効果がみられた。

事例② 千葉市立西小中台小学校、千葉市立有吉小学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：小学3・5年生
- ◆内容（指導者：外部講師、学級担任）
 - ・自他の尊重／性暴力／SNSの危険性
 - （自分と他の人の大切なところの理解、お互いの体を守るルールの理解、嫌な気持ちになる場面での対応方法 等）



◆工夫点

- ・外部講師（性暴力の専門家）の知見を活用して実施。

◆成果

- ・外部講師と連携し、チーム・ティーチング形式（T1：外部講師、T2：学級担任）で実施することにより、教員が性暴力に関する指導のノウハウを吸収するとともに、児童に対して、心と体の距離感など「生命（いのち）の安全教育」について分かりやすく伝えることができた。

※令和5年度より、千葉市教育委員会の所管する小学校・中学校・高校・特別支援学校で全校実施。

事例③ 大阪市立田島南小学校、大阪市立田島中学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：小学1～6年生、中学1～3年生
- ◆内容（指導者：養護教諭、学級担任）
 - ・自他の尊重／SNSの危険性／デートDV（プライベートゾーン、心と体の距離感、情報モラル教育、デートDV 等）

◆工夫点

- ・【小中一貫教育として、小・中学校合同で全学年公開授業（保護者参観）を実施。

◆成果

- ・保護者や地域からの信頼のもと、保護者参観を実施し、学校と保護者との間で授業の共有が図れた。
- ・公開授業では、扱いたいテーマを含むにも関わらず、保護者から前向き・肯定的な意見を多数いただいた。

＜小学校の公開授業＞	
学年	授業内容
1年生	たいせつなところと体～プライベートゾーン～
2年生	みんなむかしは赤ちゃんだった
3年生	子どもの権利条約って知ってる？
4年生	10歳のハローワーク～LSWの視点から～
4年生	障がい者理解教育指導案「考えようみんなの凸凹」
5年生	愛？それとも支配？～パートナーシップの視点から～
5年生	スマホについて考えよう
6年生	家庭について考えよう～結婚・子育て・親子関係～

＜中学校の公開授業＞	
学年	授業内容
1年生	嵐とひととけ～思春期のトラウマとアタッチメント～
2年生	リアルデートDV～支配と依存のメカニズム～
3年生	社会の中の「親」と「子」～子ども虐待の事例から～

※令和5年度より、大阪市教育委員会の所管する小学校・中学校で全校実施。

事例④ 鳥取県立岩美高等学校

特別活動

【取組概要】

- ◆対象：高校2年生
- ◆内容（指導者：人権教育担当教諭、養護教諭、学級担任）
 - ・自他の尊重／性暴力／デートDV
 - （「自分の大切なことと他者の大切なことを認める」人権感覚の育成、デートDVの事例など性暴力についての理解 等）



◆工夫点

- ・校内連携によるチーム・ティーチング。（人権教育担当教諭・養護教諭がメインで指導し、学級担任が生徒のグループディスカッションを支援。）

◆成果

- ・校内の連携体制によって指導効果を高め、学習を通じて、性暴力・性犯罪に関する悩み・問題をひとりでも抱え込まなくて良いとの認識や安心感などが醸成された。

＜その他、令和5年度から全校実施に取り組む教育委員会＞（性犯罪・性暴力の防止教育）
 東京都（小・中学校）、福岡県（小・中学校、高校、特別支援学校）、さいたま市（小・中学校）、浦安市（小学校）ほか

背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切に**する」「**加害者にならない**」「**被害者にならない**」「**傍観者にならない**」ための「**生命（いのち）の安全教育**」教材及び指導の手引きを作成。
- 生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）（※）における性犯罪・性暴力に関する対応として「生命（いのち）の安全教育」の実施が盛り込まれる。
（※）生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書
- これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとしている。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太2023）」
（R5.6.13 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

II 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
(2) 性犯罪・性暴力対策の強化

⑥ 生命（いのち）の安全教育の全国展開の推進

生命（いのち）を大切に、子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう、これまで構築した多様な指導モデルも活用しながら、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。

これまで、教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集（令和3・4年度実践例）の公表や全国フォーラムの開催を行い、生命（いのち）の安全教育の全国展開を図ってきたところ。
令和6年度は、これらの取組を一層加速させるため、生命（いのち）の安全教育の普及展開を図る。

取組① 普及展開事業の実施

生命（いのち）の安全教育の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村において**モデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す教育委員会等**の普及展開に関する取組を支援する。

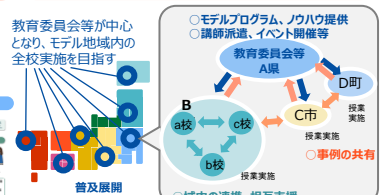
取組例

- ・ 未実施校に対するモデルプログラムやノウハウ提供による授業実施支援
- ・ 外部人材の活用促進、域内の教育を総合的に推進するコーディネーターの設置
- ・ 実施校同士のネットワーク構築や未実施校への普及のためのイベント開催（フォーラム、シンポジウム等）

「生命（いのち）の安全教育」の教材抜粋



事業イメージ（県単位で実施する場合）



取組② 動画コンテンツの作成（通称：らくらく実践パッケージ）

既に、生命（いのち）の安全教育に取り組んでいる学校等が今後も継続的に授業を続けられるよう、また、新たに取り組む学校等が**容易かつ効果的に授業を実施しやすい動画（指導過程を解説した動画）**を作成する。



「生命（いのち）の安全教育」全国展開の加速化

背景等

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、令和3年4月に、発達段階に応じた、「**生命（いのち）を大切に**する」「**加害者にならない**」「**被害者にならない**」「**傍観者にならない**」ための「**生命（いのち）の安全教育**」教材及び指導の手引きを公表。
- これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月）が決定し、令和5年度～7年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとしている。
- 弱い立場に置かれた子ども・若者が性被害に遭う事象が後を絶たない現状等を踏まえ、関係府省会議により、「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月）がまとめられ、パッケージの対策を着実かつ速やかに実行することとされた。

「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」
（R5.7.26 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議及び子どもの性的搾取に係る対策に関する関係府省連絡会議の合同会議決定）

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

(4) 児童・生徒等への教育啓発の充実

すべての子どもたちを対象に、その発達段階に応じて、同意のない性的な行為は性暴力にあたることや、被害者は悪くないこと、被害に遭ったときには信頼できる大人や関係機関に相談できることなどを分かりやすく指導するため、子どもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「**生命（いのち）の安全教育**」について、これまでの取組を加速させ、全国展開を推進する。（後略）

これまで、教材・指導の手引きの作成・動画教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要に「生命（いのち）の安全教育」を盛り込む等の取組を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、事例集（令和3・4年度実践例）の公表や全国フォーラムの開催を行い、生命（いのち）の安全教育の全国展開を図ってきたところ。

未実施校をなくし、全国展開に向けた取組を加速させるため、授業の実施を支援する動画コンテンツを作成し、全国の教育委員会等を通じて活用を促進する。

取組内容

「生命（いのち）の安全教育」に新たに取り組む学校等が**容易かつ効果的に授業を実施しやすいよう、指導過程を解説した動画**を作成し、全国の教育委員会等を通じて活用を促進する。
（既に取り組んでいる学校等においても、取組の継続的な実施のため、動画の活用を促す。）

[6百万円×2本×5対象＝60百万円]

- 動画
- ・ 発達段階（※）に応じ、指導のねらい・ポイント・配慮事項を、指導過程の中で解説した動画を作成
（※）①幼児期、②小学校（低・中学年）、③小学校（高学年）、④中学校、⑤高校
 - ・ 動画は、各段階別に、基礎編と応用編（ケーススタディ型のグループ活動やロールプレイなど）により構成

授業の流れ

導入	→ 動画化 →
展開	
まとめ	



なるほど！

教育委員会/学校